

## 令和4年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この補助金は、電気自動車（EV）およびプラグインハイブリッド自動車（PHV）に充電するための設備（以下「充電設備」という。）を導入した者に対し、その導入に要する経費の一部について、県が予算の範囲内で補助することにより、電気自動車等の導入を促進し運輸部門の温室効果ガス排出量を削減し、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進することを目的とする。

2 補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 「補助対象事業」とは、別表1に定める充電設備を設置する事業とする。

### (補助対象経費および補助金の額)

第3条 補助対象事業のうち知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 補助金はその額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。

4 補助金は、1人の補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

### (補助対象者)

第4条 「補助対象者」とは、補助対象事業を実施する法人または個人事業主等（国および地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人または団体を除く。）で、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者

(2) 事業者および事業者の代表者もしくは役員または事業者の経営に実質的に関与している者ならびに個人が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第1号)および次の添付書類を、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号別紙1)
  - (2) 収支予算書(様式第1号別紙2)
  - (3) 事業計画および収支予算の根拠資料
  - (4) 申請者の登記事項証明書(法人の場合)、住民票の写し(個人の場合)、またはそれらに相当するもの
  - (5) 県税の納税証明書(未納がないことの証明)
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。ただし、当該事業に要する経費の20%以内の配分の変更その他補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。変更の申請において、様式第1号中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替える。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、交付申請書または変更交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、様式第2号による補助金(変更)交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付すことができる。
- 3 知事は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書を受けた日から15日以内とする。

(実施状況等報告)

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めて要求したときは、充電設備の設置工事の実施状況等について、知事が定める様式による実施状況等報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を超えない日または補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書(様式第5号)および次の添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号別紙1)
- (2) 収支決算書(様式第1号別紙2)
- (3) 事業実績および収支決算の根拠資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、充電設備の設置に係る前条第1項の実績の報告があったときは、当該報告に係る審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第6号)により、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に確定通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく補助事業者に支払うものとする。

- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、補助事業者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
- 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。ただし、知事が認める

場合はその限りでない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条第2号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(補助事業者の取得財産等の処分)

第18条 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。また別表3に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 知事が取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。また、知事の承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合、知事は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 3 前項による補助金の返還を求められた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 4 前項の返還期限は、当該命令の通知日から20日以内とし、期限内に指示した全額の返還がない場合は、知事は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を知事に納付させることができる。

(データ等の提供)

第19条 補助対象者は、知事が、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲内において、充電設備の普及に資するデータ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(手続代行者)

第21条 補助対象事業者は、第5条第1項の補助金交付申請書および第12条第1項の実績報告書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

2 補助対象事業者は、前項の委任を行う場合は、様式第1号において代行者に係る情報を記載しなければならない。

3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象事業者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

4 知事は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式8号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準処理期間)

第23条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して20日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第12条の規定による報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行し、令和4年度分の補助事業に限り適用する。

別表1 充電設備の条件（第2条関係）

補助対象事業	事業内容	要件
商業施設・宿泊施設等への充電設備設置事業	商業施設及び宿泊施設等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p> <p>⑤充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入入りできる場所にあること。</p> <p>⑥充電設備の利用者を限定せず（※1）、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金の徴収は可とする）。</p> <p>⑦充電場所を示す案内板を当該施設等の入り口に設置すること。また充電設備の場所や利用可能時間等をインターネット等で確認できること。</p> <p>⑧設置及びその経費の支払いが第12条第1項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p> <p>※ ⑤～⑦は、充電設備を公共用充電のために設置する場合に限る。</p>
事業所・工場等への充電設備設置事業	事務所及び工場等に勤務する従業員、事業者が利用する駐車場等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p> <p>⑤設置及びその経費の支払いが第12条第1項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p>

マンション等への充電設備設置事業	マンション及び月極駐車場等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p> <p>⑤分譲済のマンション等である場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。</p> <p>⑥設置及びその経費の支払いが第12条第1項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p>
------------------	---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とする

別表2 補助対象経費および補助金の額（第3条関係）

補助対象経費	充電設備の購入に要する経費（工事費等、消費税および地方消費税は除く。）。		
補助金額	充電設備の種類によって、補助金額を下表のとおりとする。		
	充電設備の種類	補助率	補助上限額
	急速充電設備 （電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。）	設備購入費の1/2以内	30万円
	普通充電設備 （漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。）	設備購入費の1/2以内	10万円

別表3（第18条関係）

充電設備の種類	取得財産等の処分を制限する期間 <sup>※1</sup>
急速充電設備	5年
普通充電設備	5年

※1 処分を制限する取得財産等は取得単価が単価50万円以上のものを対象とする。



年 月 日

（宛先）

滋賀県知事 あて

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同要綱第4条第2号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同要綱第15条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 申請者情報

郵便番号	-	住所			
法人名称					
代表者役職			代表者氏名		
申請 担当 者	所属部署 または役職			フリガナ	
	電話番号	-	-	氏名	

2 工事・販売店担当者（代理申請の場合）

郵便番号	-	住所			
会社名			店舗名 ・部署		
フリガナ					
氏名			電話番号	-	-

工事・販売店担当者が、申請者に替わり、申請に関する一切の連絡先となることを希望する場合は、以下をチェックしてください。

工事・販売店担当者が、手続代行者として、助成金申請に関する一切の窓口となることを希望します。

様式第1号（第5条第1項関係）別紙1 事業計画書

3 事業の実施箇所等について

実施箇所の名称等			
郵便番号	-	住所	
名称			
区分	<input type="checkbox"/> 商業施設・宿泊施設等	<input type="checkbox"/> 事業所・工場等	<input type="checkbox"/> マンション等
その他具体的な実施箇所の概要（駐車場区画数、施設を利用する人数・形態等）			
実施箇所である土地の所有者の氏名等			
郵便番号	-	住所	
氏名			
申請者の土地の使用権原	<input type="checkbox"/> 所有	<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> その他（ ）

4 充電設備について

種類・台数	<input type="checkbox"/> 急速充電設備	設置基数	
	<input type="checkbox"/> 普通充電設備	設置基数	
メーカー		型式	
工期			

6 充電設備の運用方法について

料金徴収	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり	料金額	
		徴収方法	
運用日		運用時間	
その他具体的な運用方法（利用者の申出から充電完了までの手順等）			

様式第1号（第5条第1項関係）別紙2 収支予算書（1）

7 収支予算について

（1）収入の部

（単位：円）

補助対象事業	事業費	予算額	内訳			
			県補助 申請額	他補助金 予定額	事業主体 の負担額	その他 収入
購入費						
設置工事費						
その他						
合計						

（2）支出の部

（単位：円）

補助対象事業	事業費	予算額	内訳	備考
購入費				
設置工事費				
その他				
合計				

様式第1号（第5条第1項関係）別紙2 収支予算書（1）

8 振込先について

金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名				支店コード (数字3ケタ)			支店名				預金種別（該当に☑）		
															<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/>
口座番号								口座名義人（カタカナ）									

9 申請要件等の確認

- 私は、以下の申請要件等の内容を確認し、了承しました。
- ・滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。

様式第2号（第7条第1項関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）

様

滋賀県知事

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金の交付決定について

令和 年 月 日付で交付申請のありました令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金については、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 交付要綱第7条第2項に規定する「別記」の条件

### 補助金の交付条件

#### （全般的遵守事項）

- 1 補助事業者は、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか関係法令等に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を要綱に定める期間内に完了するものとする。期間内に当該事業が完了しない場合は、補助金を交付しない。  
また、交付決定前に事業を着工したのものについては、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、知事の承認を受けて処分制限財産の処分を行ったことにより収入があったときは、その収入の全部または一部を知事に納付させることができる。

#### （交付決定の取り消し）

- 6 補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、知事は交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。なお、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金等の返還を命じるものとする。
  - （1）この要綱に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
  - （2）補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
  - （3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
  - （4）前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

様式第3号（第7条第3項関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）

様

滋賀県知事

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金の不交付決定について

令和 年 月 日付で交付申請のありました令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金については、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので、通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

滋賀県知事 あて

（申請者）補助事業者

住 所

氏 名

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業名および内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助事業中止期間



年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 あて

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金に係る補助事業の実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業を完了しましたので、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 申請者情報（法人）

郵便番号	-	住所			
法人名称					
代表者役職			代表者氏名		
申請 担当 者	所属部署 または役職			フリガナ	
				氏名	
	電話番号	-	-		

2 工事・販売店担当者（代理申請の場合）

郵便番号	-	住所			
会社名			店舗名 ・部署		
フリガナ					
氏名			電話番号	-	-
工事・販売店担当者が、申請者に替わり、申請に関する一切の連絡先となることを希望する場合は、以下をチェックしてください。					
<input type="checkbox"/> 工事・販売店担当者が、手続代行者として、助成金申請に関する一切の窓口となることを希望します。					

様式第5号（第12条第1項関係）別紙1 事業実績書

3 事業の実施箇所等について

実施箇所の名称等			
郵便番号	-	住所	
名称			
区分	<input type="checkbox"/> 商業施設・宿泊施設等	<input type="checkbox"/> 事業所・工場等	<input type="checkbox"/> マンション等
その他具体的な実施箇所の概要（駐車場区画数、施設を利用する人数・形態等）			
実施箇所である土地の所有者の氏名等			
郵便番号	-	住所	
氏名			
申請者の土地の使用権原	<input type="checkbox"/> 所有	<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> その他（ ）

4 充電設備について

種類・台数	<input type="checkbox"/> 急速充電設備	設置基数	
	<input type="checkbox"/> 普通充電設備	設置基数	
メーカー		型式	
工期			

6 充電設備の運用方法について

料金徴収	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり	料金額	
		徴収方法	
運用日		運用時間	
その他具体的な運用方法（利用者の申出から充電完了までの手順等）			

様式第5号（第12条第1項関係）別紙2 収支予算書（1）

7 収支決算について

（1）収入の部

（単位：円）

補助対象事業	事業費	予算額	内訳			
			県補助 申請額	他補助金 予定額	事業主体 の負担額	その他 収入
購入費						
設置工事費						
その他						
合計						

（2）支出の部

（単位：円）

補助対象事業	事業費	予算額	内訳	備考
購入費				
設置工事費				
その他				
合計				

様式第5号（第12条第1項関係） 別紙2 収支予算書（2）

8 振込先について

金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名				支店コード (数字3ケタ)			支店名				預金種別（該当に☑）			
															<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/>	
口座番号								口座名義人（カタカナ）										

9 申請要件等の確認

- 私は、以下の申請要件等の内容を確認し、了承しました。
- ・滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。

様式第6号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）

様

滋賀県知事

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金については、交付決定の内容およびその条件に適合していますので、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

金 円

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事 へ

〒  
申請者住所  
氏名  
電話番号

令和 年度 滋賀県充電インフラ整備事業補助金財産処分承認申請書

令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金により取得した（効用の増加した）財産を処分したいので、令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事 あて

〒  
申請者住所  
氏名  
電話番号

令和 年度 消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年度滋賀県充電インフラ整備事業補助金交付要綱第22条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知により確認した額）                         | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額               | 円 |
| 3 消費税額および地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を控除した額）                      | 円 |

（注）①別紙として積算の内訳を添付すること。

②課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。